

佐藤 成基著

『国家の社会学』

評者：金子 良事

こんな本が欲しかった。それが私の最初の感想である。この思いは多かれ少なかれ国家と関連する領域で研究を進める多くの本書の読者と共有してもらえるのではないだろうか。それだけ日本語ではこの分野に類書がない。

本書はいくつかの特徴的な立場がある。第一に、マックス・ヴェーバーの未完の「国家社会学」を継承しようという自負によって書かれた社会学をベースにした「国家」についての概説書であるということである。すなわち、著者は読者との間に国家の社会的アプローチについての共通理解の輪郭を作ることを重視し、必ずしもオリジナリティを出すことにプライオリティを置いていない。

第二に、本書は社会学の多義性を認めた上で、「国家に関する規範的判断からは距離を置きながら、国家が持つ独特な統治能力の実態と、国家の統治と人々の社会生活との関係について」（15頁）分析的な解明を加える立場を明らかにしている。これは社会学という観点から注目すると、社会構築主義の立場を認めながらも距離を置くという意思表示であり（この点は「あとがき」で明確に語られている）、結果的に丸山政治思想史の影響を受けた精神史や思想史とも距離を置くことになっている。著者の専門であ

るドイツ研究は「意識」の領域であったが、この点については塩川伸明『民族とネーション』（岩波新書）などの優れた入門書や関連書籍が多いことを踏まえて（第8章）、役割分担していると見えよう。

第三に、著者の姿勢には批判的であることが前提とされておらず、むしろ、後進の研究者（ないし学習者）に対して自分の勉強してきた成果を共有しようとするコンパッションがある。読者に迎合して過度に易しくせず、しかし、本格的に勉強したい者のために、初学者が何から読めばよいのかを提示した読書案内は本書の白眉であろう。読者が出来るだけ挫折しないように読みやすいものを優先しながら、難しくても個別テーマで押さえておいた方が良い勘所となる文献も丁寧に説明した上で提示するなど、その精選作業は教育的心配りに満ちている。地味で大変な作業の成果は有用である。

第四に、欧米由来の近代国家に焦点を絞っている。近代国家がヨーロッパやアメリカで生まれ、他地域ではそれをモデルに様々な土着の意匠が施されたと捉えることが出来るからである。こうした立場は、近代国際法がそもそもウェストファリア条約に端を発しており、それをもとに国際関係の枠組みが作られたという事実からも支持されるだろう。逆に、「あとがき」にあるように日本についてはほとんど触れていない。日本の国家論は後で触れるように特殊な文脈があり、本書はそこから独立して、欧米の研究動向の紹介に徹している。日本語文献も文献著者の代表作よりは欧米の研究動向を学ぶのに資するものが精選されている。加えて、クラシカルな西洋の近代国家を理念型化するという手法も大いに賛成したい。

では、本書ではどのように具体的に国家を描いているのだろうか。目次を確認しておこう。

はじめに

- 1章 国家とは何か—その能力と作用
 - 2章 国家と暴力
 - 3章 国家と官僚制
 - 4章 国家と戦争—国家形成における軍事的・財政的要因
 - 5章 国家と正当性—「象徴暴力」と公共性
 - 6章 国家と社会—社会の「国家帰属化」
 - 7章 国家と統計（学）
 - 8章 国家とナショナリズム
 - 9章 国家と資本主義経済
 - 10章 国家と民主主義
 - 11章 国家と社会福祉
 - 12章 国家のグローバル化
 - 13章 脱植民地化と「崩壊国家」—アフリカ国家論の観点から
 - 14章 グローバル化のなかの国家
 - 15章 国家の現在、国家の将来
- おわりに

目次を一見すると論点別に構成されているが、著者はそこに体系性がなく、かつ網羅的でないと認めつつ、緩やかに時間軸を意識していることを示唆している（15-16頁）。たしかに、都市計画ないし国土計画や外交などが含まれないなど、網羅的でないという点はその通りだが、本書はいくつかのキーワードを軸に、緩やかに、しかし、だからこそこえって強力に体系性を持っているように見える。そのことを解き明かすことは、本書の成功の秘訣と同時に限界を知ることになるだろう。それは第1章に集約されている。

第1章ではまず、国家の能力が三つに定義される。①暴力を独占的に行使する能力、②資源を強制的に徴発し、再配分する能力、③能力を正当なものとして承認させる能力、である。これはヴェーバーの「暴力の正当な行使を独占す

る政治団体」という定義を踏襲している。①、②を担保するために③が重要になる。ここでの第一のキーワードは「暴力」である。次に、この能力を見るために「セキュリティ」という概念を重視し、身体的・法的セキュリティ、経済的セキュリティ、政治的セキュリティ、社会的セキュリティ、文化的セキュリティをそれぞれ説明する。その上でセキュリティの障害に対する「排除」の問題を取り上げている。セキュリティと排除の関係でどちらを強調するかによって国家を否定的に見るか、肯定的に見るかの立場に分かれるが、著者はその何れにも立たず、セキュリティの保証を求めざるを得ないことを所与とした上で、バランスを取るための「技術（art）」の重要性を指摘する。

本書ではチャールズ・ティリーに負う形で、戦争が近代国家を形成したというテーゼを重視している（第4章）。大雑把に言えば、本書での近代国家のモチーフは、ヨーロッパにおいて戦争ないし暴力を通じて形成され、「民政化」ないし「文明化」（何れも原語は同じく civilized）したというものである。より一般的な次元で暴力と文明化を論じ（2章）、具体的な次元で戦争（4章）と民政化（6章）が論じられている。3、5、7、10、11章はこのような前提に立った上での統治「技術」の各論と位置付けることが可能であろう。このように機能的に分けると、8章のナショナリズムと9章の資本主義の配置はやや違和感があるのだが（この点については後述）、時期別を重視すれば、民主主義よりも前に配せざるを得ないだろう。こうして11章までで欧米発祥の近代国家が描写されている。それ以降、12、13章では欧米の国家モデルが他地域に伝播し、それがどのように土着化するのがあるいは失敗するのを描いた後、グローバル化した世界の中での国家が捉え返され（14章）、そのような状況を所与とし

た国家の現在と将来が論じられる(15章)。すなわち、11章までを原論、12章以降を応用論と位置付けることが出来るだろう。この両者が揃うことで、西洋の近代国家という理想型化を設定することが生きてくる。

私は著者が目指した「国家についての社会的な共通理解の輪郭」(傍点は評者)を作るといふ目的は達せられていると考える。その上で、出来るだけ著者の論理に内在的な形で論点を挙げたい。まず、簡単な問題として9章の資本主義と国家について触れよう。著者はマルクス主義国家論を紹介しながら最終的には補論で父権制国家を論じ、ジェンダー問題に繋げている。この問題は13章のアフリカで触れられる家産制国家論とも関連する。これらの主要論点を揃えた点は見事なのだが、ティリーの議論との関係で言えば、ゾンバルト『戦争と資本主義』を紹介した方が良かったのではないか。すなわち、ゾンバルトの議論は戦争を通じて資本主義が発達し、それが近代国家を形成して行くというもので、軍隊組織と工場組織の関係なども論じている点でも示唆深い。この議論は資本主義と国家の発達を同時並行的に見る著者の主張を支持するはずだし、他の章との関係も見やすくなっただろう。ただし、その場合、資本主義の内容をもう少し詳しく見る必要が生じ、上で挙げた主要論点を揃えるのは難しいかもしれない。

次に考えたいのはより根本的な問題である。端的に言えば、本当に暴力は国家だけが独占しているのかという疑問である。近代国家においても過度に抑圧された状況への異議申し立てには正当性が認められることがある(ここではあえて正当防衛とは言わない)。そのうち、制度的にも組織化されているのは先進国におけるストライキ権である。

こうした問題は本書の中で法という論点が章として取り上げられていないことも深く関係

していると思われる。たしかに、本書では国家の定義に関わる限りにおいて、法の検討が行われている(38-40頁)。しかし、それはあくまで限定的である。そのことによって何が見えなくなったのだろうか。抽象的に言えば、近世以前の遺産の継承をどのようにしたのかという問題がある。本書では近代以降に発達した制度、戦争、統計、資本主義、社会福祉などは扱っているが、それ以前のは独立したトピックにはなっていない。対象を近代国家に限定しても、統治技術として法は重要である。次により具体的な論点だが、ヨーロッパはゲルマン以来のフエーデの伝統を持っていたのであり、私法の領域で暴力を行使する解決手段が存在した(もちろん、実効において十分であったかどうかは別問題である)。国家による戦争でさえも法秩序の一環である。これらはいわゆる私法から構築されたものである。歴史的には「社会」の発見の方が「法」よりもはるかに遅いので、ここでは「法」という形で取り上げたが、この問題は言い換えれば、国家以前に存在した社会のソーシャル・キャピタルが近代国家形成においてどのように利用されたのかという問いである。

実は、こうした「社会と国家」を捉える視点は9章の違和感を解く鍵になる。その前に本書で「国家と社会」を扱う6章が、国家が社会のなかに浸透して行く姿を「民政化」という観点から描いていたと確認しておこう。そこではマイケル・マンの議論を参考にインフラストラクチャー権力への介入によって、国家は社会を通じて、社会を統治する能力を与えられているとされている(120-123頁)。8章ではネーション・ステート(国民国家)を対象にしたことで、ネーションの意味を掘り下げることになり、近代主義的アプローチとエスノシンボリズムのアプローチの両者を紹介し、著者自身は国家の機能の変化(=国家の集権化)が統治者と被治者

の関係を変化させたと捉えた。ここでは国民国家における文化的同質性への志向と、エスノ文化的な異質性とのせめぎあい描かれている。丁寧に読めば、本書を通じてどちらかの立場を支持するのではなく、メカニズムを丹念に描こうという姿勢は伝わってくる。そこでは相互交通の重要性は認識されている。しかし、その実態を描くことに成功しているのは例外的な8章なのである。

ここまで私が批判した点は法、社会、国家の相互関係についてである。言い換えれば、本書で描かれる「民政化」以前の18世紀までの軍事的国家時代においても、相互交通を図る何らかの仕組みがあったのではないかという問いである（120頁の1段落目）。そこには二つの文脈がある。まず、私が問題にしたのはどちらかと言えば、エールリッヒ的な生ける法が国家とどう関係するのかということであった。もう一つの文脈は、ヴェーバー的な観点で、西欧近代の合理性をめぐって、本書に即して言えば3章の官僚制と5章の正当性の奥に『法社会学』で取り上げられた問題系があるということである（5章105頁の読書案内では数行でそのことが示唆されているが、初学者には分かりにくいのではないだろうか）。何れにせよ、著者の立場を深めるためには、法社会学の検討が必要であったと思われる。そうした作業は国家に対する社会的アプローチの意義を見やすくしただろう。

日本では明治以来、ドイツにおける国家学・官房学の伝統は輸入されて来た（社会科学系雑誌でもっとも早いものの一つは『国家学会雑誌』である）。その輸入国家学からどのように独立するかが戦前、政治学が立ち上ってくる時の問題意識であった。要するに、法社会学と国家の関係を見ることは、日本では国家学は現在廃れてしまったが、そこから派生した政治学や行

政学あるいは法学における国家論との異同を考える材料になるだろう。ただし、後者の領域でもしばしばヴェーバーの議論が出発点になっていることを考えると、あまり厳密に違いを強調する必要はないかもしれない。

戦後、日本では満州事変から第二次世界大戦を遂行した体制としての国家を分析するという視点が、講座派と近代主義の結びつきを媒介にして広く普及した。そこでは革命という形での刷新が予定されていた。加えて、社会運動・政治運動の中心でもあった労働運動において1940年代末から総同盟左派＝総評が戦術的に平和運動を展開して、軍事費を社会保障費に転用せよと主張したこととも相まって、国家を規範論（ないし倫理）から独立させて考えることは難しくなっている。そこでの「規範」は社会学的国家論と対比される法学系の規範的国家論とも全く別の文脈だが、『国家の社会学』が規範論から距離を置いていることは重要である。結果的には、日本の国家をほとんど論じず、欧米の研究の紹介に徹したことが、日本国内の文脈からの自由を与え、本書の価値を高めた（9章ではマルクス主義国家論を中核にしているにもかかわらず、日本人の議論がほとんど出てこない！）。

著者が「多形体的な実在としての国家の分析装置は多面的でなければならない」というように、本書は確実に一つの強力なツールである。これだけ豊富な内容を2000円以内に抑えたのは著者の圧縮力と出版社の努力の賜物である。政策・国家を考えなければいけない人たちに、研究者だけでなく、実践家も含めて、ぜひ広く推薦したい一冊である。

（佐藤成基著『国家の社会学』青弓社、2014年12月、317頁、定価1800円＋税）

（かねこ・りょうじ 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）